

手話言語法ニュース

2017年4月14日 No.40

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445
手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・岡野美也子・倉野直紀
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司

滋賀県で手話フォーラム 開催

3月19日、大津市のピアザ淡海で「手話言語フォーラム in 滋賀」が開催されました。

このイベントは、ろう者の社会参加の基盤である「手話は言語である」ことへの理解と啓発を促し、手話言語に関する施策の推進および条例の実現を目指すことを目的として開催され、行政関係者、議員、手話関係者、ろう者等を含む300名を超える参加がありました。

記念講演では、鳥取県の平井伸治知事と読売新聞大阪本社の井手裕彦編集委員が講師を務めました。



平井知事は、鳥取県手話言語条例施行後の様々な取り組みの紹介や、手話言語条例の意義などを講演し、井手編集委員は「手話ってすばらしい文化だ～手話言語条例の意義～」のテーマで手話とは何かを分かりやすく講演しました。

鳥取県の平井伸治知事

パネルディスカッションでは、平井知事、井手編集委員に加え、滋賀県健康医療福祉部の瀬古隆次長、滋賀県ろうあ協会の辻久孝会長がパネリストとして参加し、連盟事務局長の久松がコーディネーターを務めました。

滋賀県ろうあ協会は「引き続き、手話言語条例制定に向けて働きかけを行っていく」とアピールしました。



パネルディスカッションの様子

京都府で手話シンポジウム 開催

3月25日、京都市の京都市東部文化会館で「手話言語法シンポジウム」が開催されました。

このイベントは、ノーマライゼーション社会を実現するために「手話は言語である」という認識を広め、手話言語法制定運動等を通じて、法整備の意義や役割を府民と共に考え、手話言語法の制定に寄与することを目的として開催され、行政関係者、議員、手話関係者、ろう者、他府県からの参加者を含む約350名の参加がありました。



基調報告では、手話を広める知事会会長の平井伸治鳥取県知事が「手話を広める知事の会の取り組みについて」を報告しました。

また、全国手話言語市区長会事務局長の泉房徳明石市長が「手話言語市区長会の取り組みについて」を報告しました。

明石市の泉房徳市長

パネルディスカッションでは、「手話は言語～制定されるまでの経過と今後の展望～」をテーマに、京都府身体障害者団体連合会の福山哲郎会長、京都府聴覚障害者協会の内川大輔事務局長を加えて議論が行われました。



パネルディスカッションの様子

条例制定自治体97カ所に

あかへらし 北海道赤平市

3月22日、赤平市議会で「赤平市思いやりあふれる手話言語条例」が可決されました。

条文には、ろう者も、人と社会とのふれあいを持ち、人生の豊かさ楽しみを広げ、更に大きな夢を描けることのできる環境づくりが必要であるとし、赤平市民の全てが安心して暮らせる地域社会の実現を目指すとしています。

4月1日施行です。



赤平市の菊島好孝市長（前列右から4番目）と共に

たてばやし 群馬県館林市

3月22日、館林市議会で「館林市きずなを結び共に育む手話言語条例」が可決されました。

前文にはろう者とろう者以外の者が、思いやりと助け合いの心を持って、互いにきずなを結び、手話と共に暮らす地域社会を育てゆくことを明記しています。

4月1日施行です。



館林市の小山定男副市長（前列中央）と共に

あさくらし
福岡県朝倉市

3月22日、朝倉市議会で「朝倉市手話言語条例」が可決されました。

条文には、手話への理解を広げ、全ての市民が地域で支え合い、安心して暮らすことができる朝倉市を目指すこととしています。4月1日施行です。



朝倉市の森田俊介市長（前例中央）と共に

かけがわし
静岡県掛川市

3月22日、掛川市議会で「掛川市手話言語の推進に関する条例」が可決されました。

条文には、協働の精神をもって手話の理解に努め、全ての市民がお互いを尊重し、夢と希望を抱き、心豊かに共生することができる地域社会を目指すとしています。

4月1日施行です。



掛川市の松井三郎市長（前例左から3番目）と共に



おまえざきし
静岡県御前崎市

3月23日、御前崎市議会で「御前崎市手話言語の推進に関する条例」が可決されました。

この条例は、障害者基本法で手話が「言語」であることが明記されたのを受け、手話の理解や普及を進め、聴覚障害者が生活しやすい環境を整備することを目的に制定されました。4月1日施行です。



御前崎市の柳澤重大市長（前例中央）と共に

なめりかわし
富山県滑川市

3月23日、滑川市議会で「滑川市手話言語条例」が可決され、富山県内で初の条例成立となりました。

条文には、手話への理解と広がりをもって、市民が聴覚に障害のある人がいることを受けとめ、地域で支え合い、手話を使って安心して元気に暮らすことのできる地域社会の実現を目指すとしています。

4月1日施行
です。



滑川市の上田昌孝市長（前例右から3番目）と共に

かがし
石川県加賀市

3月23日、加賀市議会で「加賀市手話言語条例」が可決、成立され、石川県内初の条例制定となりました。

条文には、手話が言語であることや、市における手話への理解促進、及び普及が明確に記載されています。

4月1日施行です。



加賀市の宮元陸市長（前例左から4番目）と共に

大阪府

3月24日、大阪府議会で「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」が可決されました。

この条例は聴覚に障害のある者のほか、聴覚障害者と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって府民がより多くの機会に手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

3月29日
施行です。



大阪府庁内にて記念撮影

奈良県

3月24日、奈良県議会で「奈良県手話言語条例」が可決、成立されました。

県は、全ての県民が聴覚障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

4月1日施行です。



奈良県議会にて記念撮影

はしもとし
和歌山県橋本市

3月24日、橋本市議会で「橋本市手話言語条例」が可決されました。

市は、手話がかげがえのない言語であるとの理解を深め、手話を必要とする全ての人々が広く社会参加の機会を得て、安心して暮らせる地域社会を築いていくとしています。

4月1日施行
です。



橋本市の平木哲朗市長（中央2列目）と共に